

私たちが事業者の行為を正し、  
公正な消費社会を築いていきましょう。

**教えて下さい！  
あなたの「気づき」**



皆様から寄せられる情報が消費者被害の防止につながります。おかしいと思う契約内容や事業者の行為、広告表示を見かけたら、「消費者支援かながわ」までお寄せください。私たちが皆様の声を集約して、事業者の不公正な行為を是正するように求めています！

また、「消費者支援かながわ」の会員になって私たちの活動を支えてくれる方、活動に賛同していただける方も歓迎いたします。公平・公正な消費社会を私たちの手で築き上げていきましょう！

あなたも

## 消費者支援 かながわ

の会員になって、  
ともに活動しませんか



	年会費 *それぞれ1口以上	役割	総会での 議決権
正会員	【個人1口】 3,000円	積極的に 関与し 活動を推進	あり  (1人1議決権 1団体1議決権)
	【団体1口】 10,000円		
賛助会員	【個人1口】 3,000円	目的に 賛同し 活動を支援	なし
	【団体1口】 10,000円		

お問合せ先

特定非営利活動法人

## 消費者支援かながわ

〒233-0002 神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー 5階

[E-mail] [infosien@ss-kanagawa.org](mailto:infosien@ss-kanagawa.org)

[URL] <http://www.ss-kanagawa.org>

受付時間：月・水・金曜日（祝・祭日をのぞく）

13：00～16：00

TEL 045-349-9729

FAX 045-349-9267

# これって、 おかしく ない？

あなたの「気づき」  
が消費者被害を  
くい止めます

私たちは、神奈川県内の消費者(団体)、消費生活相談員、弁護士、司法書士などで構成される団体です。消費者被害の未然防止、拡大防止のための活動を行い、公正な消費社会を築くことをめざしています。現在、内閣総理大臣による「適格消費者団体」の認定取得に向けて活動中です。

会員募集中!

特定非営利活動法人

## 消費者支援かながわ

## 消費者支援かながわの活動

「送られてきた商品は、ほんとうに広告と同じものなの?」「キャンセル料ってこんなに高いの?」こんな思いをしながらも、「少額だから、まあいいか…」と言ってあきらめてしまったことはありませんか?もしかすると不当な広告表示、不当な契約により、あなたに損害が発生している可能性があります。そして一つ一つの金額がわずかでも同じような思いをした人が100人、1000人と積み重なると大きな損害額になり、それが事業者の手に留保され、さらなる被害を生むきっかけにもなるのです。消費者支援かながわでは、埋もれた消費者の「あきらめ」の声を集めて事業者には是正を求めるとともに、広く消費者の方々にその情報を提供することにより、消費者被害の拡大を防ぐための活動をしていきます。



あなたの  
「これっておかしくない?」  
の声を聞かせてください。



この契約  
おかしくない?

広告の  
表示を信じて  
買ったのに…



「契約解除しても一切返金しない」との契約条項

一年先の結婚式の、  
貸衣装をキャンセルしたが、  
一切返金に応じてくれない



商品の品質・規格などの内容についての不当な表示

国産有名ブランド牛肉の表示で  
販売されていたが  
実はブランド牛肉でなかった



通信販売の商品について事実と著しく異なる表示

インターネット通販で購入した  
商品の品質や性能がサイトの  
表示とぜんぜん違う



私たちの目指す  
適格消費者団体って何?

適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止め請求権を行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたものをいいます。適格消費者団体が行使できる差止め請求権は、消費者契約法など一定の法律に定められているもので、例えば、事業者による不当な勧誘行為や消費者にとって不当に不利になっている契約条項、不当広告などを、訴訟手続きなどにより差し止めることができます。

## Q&A

Q 適格消費者団体として  
認定される前は  
どのような活動をするのですか?

A 不当な契約条項を使用している業者や不当広告を行っている業者に対して、是正をよう求めていきます。また、学習会など消費者に対する啓発活動も行います。

Q 被害に遭った場合、この団体で  
被害救済をしてもらえますか?

A 当団体では、個別の救済は行っていません。しかし、不特定多数の消費者被害を防止するために活動をします。